

平成29年第4回太子町議会定例会（第469回町議会）会議録（第1日）

平成29年6月1日

午前10時開会

議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第1号 平成28年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 報告第2号 平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 7 報告第3号 平成28年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 8 報告第4号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 9 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めるについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 10 議案第29号 平成29年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)
- 11 議案第30号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第31号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第32号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第33号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第34号 太子町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第35号 太子町農業委員会の委員等定数条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第1号 平成28年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 報告第2号 平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 7 報告第3号 平成28年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 8 報告第4号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 9 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めるについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 10 議案第29号 平成29年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)
- 11 議案第30号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第31号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第32号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第33号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

15 議案第34号 太子町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

16 議案第35号 太子町農業委員会の委員等定数条例の制定について

会議に出席した議員

1番	吉田 正之	2番	長谷川 正信
3番	玉田 正典	4番	中藪 清志
5番	堀 韶史	6番	藤澤 元之介
7番	福井 輝昭	8番	平田 孝義
9番	吉田 日出夫	10番	井川 芳昭
11番	清原 良典	12番	中島 貞次
13番	井村 淳子	14番	橋本 恒子
15番	首藤 佳隆	16番	森田 真一

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	中井 真由美	書記	森 文彰
書記	清水 美紀		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部 千秋	教育長	寺田 寛文
総務部長	栄藤 雅雄	生活福祉部長	三輪 元昭
経済建設部長	八幡 充治	教育次長	木村 和義
財政課長	嶋津 一弥	監査委員	蓮本 了遠

議長挨拶

○議長（森田真一） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

風清らかな初夏の季節となってまいりましたが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに平成29年第4回太子町議会定例会（第469回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことに御同慶にたえません。

今期定例会に提案されます案件は、補正予算、条例改正等、いずれも重要な案件であります。何とぞ議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、まことに簡単措辞でございますが、開会の御挨拶といったします。

町長。

~~~~~

**町長挨拶**

○町長（服部千秋） 皆さんおはようございます。

平成29年第4回太子町議会定例会（第469回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

木々の緑も深まり、次第に夏の気配が色濃く感じられるころとなりました。議員各位におかれましては、何かと御多忙のところを御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。平素は太子町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っていますこと感

謝申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、報告案件4件、承認案件1件、予算、条例の議案7件、計12件の御審議をお願い申し上げるものであります。提出させていただきました各案件の内容等につきましては後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決をいただきますようお願い申し上げます。

まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~  
(開会 午前10時02分)

○議長（森田真一） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回太子町議会定例会（第469回町議会）を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田真一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、首藤佳隆議員、吉田正之議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（森田真一） 日程第2、会期の決定を議題にいたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの16日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田真一） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの16日間に決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（森田真一） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等12件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成28年度4月分及び平成29年度4月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求める者の職氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。このうち蓮本了遠監査委員には本日の会議のみ、山本紀弘総務課長、北陽一郎税務課長、藤野和徳社会福祉課長、杉原勝由高年介護課長、塩井英裕産業経済課長には定例会3日目の会議のみ出席を要求いたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（森田眞一） 日程第4、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。広報広聴常任委員会から3月24日、3月28日、4月4日、4月10日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

#### 日程第5 報告第1号 平成28年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（森田眞一） 日程第5、報告第1号平成28年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第1号平成28年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成28年度一般会計予算において設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。

○議長（森田眞一） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第2号 平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（森田眞一） 日程第6、報告第2号平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第2号平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件につきましては、先ほどの報告第1号と同様、平成28年度下水道事業特別会計において設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。

○議長（森田眞一） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田眞一） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終わります。

~~~~~

#### 日程第7 報告第3号 平成28年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（森田真一）　日程第7、報告第3号平成28年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋）　報告第3号平成28年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成28年度に着手した鼓ヶ原地内老朽管更新事業が天候状況や工事現場における調整等に時間を要したことなどから年度内の完了が困難となり、平成29年6月30日まで工期を延長して実施することとなりました。これに伴いまして、予算計上額1億1,000万円のうち平成28年度の前払い金額4,000万円を除く7,000万円について、地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越ししましたので、同条第3項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。

○議長（森田真一）　報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員　説明の箇所に天候不良のほか現場調整に不測の日数を要したと記入されておりますが、いつの時点の天候が不良であったのか。それと、現場調整に不測の日数を要したという言葉の詳しい理由の説明を願います。

○議長（森田真一）　経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治）　まず先に、天候状況についてでございますが、この鼓ヶ原の老朽管改修工事については、幹線道路、町道内の主要な幹線と枝管の各家庭に入る部分等更新を順次していく事業でございますけども、3月の末時点において、2月、3月の雨季の状況、それから天候状況というのは天候状況のみではなくて、当然天候も影響はしてるんですけども、まずきょうやった事業を、掘削したところそのまま復旧していくと。そして、仮復旧して、次の工区に入っていくということ順次やっていってるんですけども、そういう間に雨季というか、雨が降った状態において飛び飛びの工事になってしまったということが事実としてあります。

それから、調整といいますのは、ちょうど隣接して二葉保育園のこども園の工事が入っておりますし、そして工事車両の進入であったり、それから通園路のルート決定において園と地元自治会との調整が非常に難航してまして、その難航してた状況において、この工事においても工事車両の制限であったり、そういったものが地元の理解がなかなか得れなくて時間を要して、それから工事着手においてもかなりの班数を入れて一気にかかるという状況で我々考えてたものが、どうしても一気に入れなくて、工区割りをしながら順次工事を進めないといけないということで、工事の工程が大幅に狂ってきまして、その見直しを行って、年内完成を6月30日まで検討させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（森田真一）　清原良典議員。

○清原良典議員　私、当局側の中でも特に八幡部長には質疑は余りしたくないんだけれども、これは別個のこととして、そんなに天候不良、不良と言われるほどの施工ができない日があったのか、それを私は一番聞いたんです。だから、今までにそんなに大雨があったものか。その辺、いやいや、いついつが大雨が続いてできなんだんやと言われる、そういうデータがあるんでしたら今教えていただきたいのと、今無理でしたら後日でも結構です。

それと、調整に時間がかかったということではあります、この件は、この議場におられる議員さんのはうからと地元の鼓ヶ原の住民の方と何回ともなく、苦情も含めて、要望出されていたことは私も記憶しております。そういう経緯があるにもかかわらず、そういう調整もせずに工事を出したんではちょっとまずいんじゃないかと思うんですけども、その辺をもう少し詳しくお尋ねをします。

○議長（森田真一） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） まず、天候状況と申し上げてるのは、例えば3カ月雨が降って3カ月延長したという問題じゃなくて、当然雨の状況も多少影響してることで、この理由には挙げさせていただいてるんですけども、天候状況によって何日延びたということは、データとしてはまた出すことは可能ですが、その理由が主ではなくて、工事現場における調整というのは、事前に地元に、工事着手時に、業者が決定した段階において説明会も行い、それから事前にも役員さんに説明会を行い、やっていってるんですけども、やはり工事を進めていく中において個々の住民の方との調整というのも当然出てきたり、中に自治会がコントロールできないような方も何人かおられたりとか、そういう合意形成図っていくのに時間がかかったということの御理解をいただければありがたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（森田真一） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田真一） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

~~~~~

日程第8 報告第4号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について

○議長（森田真一） 日程第8、報告第4号町の出資等に係る法人の経営状況の報告についてを議題といたします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第4号町の出資等に係る法人の経営状況の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、当町が兵庫県町土地開発公社へ出資していることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を議会に報告させていただくものでございます。

○議長（森田真一） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田真一） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号を終わります。

お諮りいたします。

本日の日程第9、承認第1号から日程第16、議案第35号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田真一） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

~~~~~

**日程第9 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めるについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）**

○議長（森田眞一） 日程第9、承認第1号専決処分したものにつき承認を求めるについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 承認第1号専決処分したものにつき承認を求めるについて説明を申し上げます。

本件は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布され、その一部が平成29年4月1日から施行されたことに伴い、関係する太子町税条例をあわせて施行する必要があるため、専決処分により一部を改正したものです。

改正の内容は、わがまち特例の割合を定める規定の整備及び軽自動車税のグリーン化特例について適用期限を2年延長する改正等であります。

詳細につきましては総務部長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 総務部長。

○総務部長（栄藤雅雄） それでは、ただいま上程されました承認第1号専決処分しました太子町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、第33条の改正事項につきましては、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出されました申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定することができることを明確化した規定でございます。

次に、第34条の9の改正事項につきましては、第33条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

次に、第48条及び第50条の改正事項につきましては、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備でございます。

次に、第61条の改正事項につきましては、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例についての規定でございます。

次に、第61条の2の改正事項につきましては、家庭内保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業に係るわがまち特例の割合を定める規定でございます。

次に、第63条の2の改正事項につきましては、居住用超高層建築物に係ります税額の案分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出についての規定でございます。

次に、第63条の3の改正事項につきましては、被災市街地復興推進地域に定められました場合には、震災等発生後4年度分に限りまして、所有者の申し出により、従前の共用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備でございます。

次に、第74条の2の改正事項につきましては、被災市街地復興推進地域に定められました場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する常設規定でございます。

次に、附則第8条の改正事項につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例につきまして、適用期限を3年間延長する規定でございます。

次に、附則第10条の改正事項につきましては、法律改正とあわせまして、読みかえ規定を整備するものでございます。

次に、附則第10条の2の改正事項につきましては、わがまち特例に係る規定で、まず都市再生

特別措置法の規定による管理協定に係る協定倉庫に係る固定資産税の課税標準の特例措置を第15項で、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に掲げる一定の機器で、冷房としてアンモニア、空気、二酸化炭素または水のみを使用するものに係る固定資産税の課税標準特例の特例措置を第17項で、それぞれ削除する規定でございます。そして、第17項は、子ども・子育て支援法に基づく政府の援助を受けた事業主等が一定の保育に係る施設を設置する場合に、当該施設に係ります固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間、その価格に2分の1を乗じて得た額とする規定の整備でございます。第18項は、改正後の都市緑地法に規定する緑地管理機構が土地を所有し、または無償で借り受け、住民の利用に供する緑地に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の3年間、その価格に3分の2を乗じて得た額とする規定の整備でございます。またあわせて、項ずれを整備しております。

次に、附則第10条の3の改正事項につきましては、耐震改修が行われました認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書についての規定でございます。

次に、附則第16条の改正事項につきましては、軽自動車税のグリーン化特例について、適用期限を2年延長する規定でございます。

次に、附則第16条の2の改正事項につきましては、軽自動車税の賦課徴収の特例についての規定でございます。

次に、附則第16条の3の改正事項につきましては、特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化した規定でございます。

次に、附則第17条の2の改正事項につきましては、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長する規定でございます。

次に、附則第20条の2の改正事項につきましては、特例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化した規定でございます。

次に、附則第20条の3の改正事項につきましては、条約適用配当等に係る所得につきまして、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化した規定でございます。

この条例の施行日につきましては、平成29年4月1日といたしております。ただし、附則第10条の2の第18項を同条第16項とし、同項の次に2項を加える改正規定で、同条第18項に係る部分は土地緑地法等の一部を改正する法律の施行の日とし、改正後の条例の施行が円滑に施行されるよう、新旧条例等の適用関係に関する規定、旧条例による行為の効力に関する規定等の経過規定を置いております。

当条例は緊急性を要する案件でございますので専決とさせていただきましたが、慎重な審議を賜り、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げ、詳細説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第29号 平成29年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）

○議長（森田眞一） 日程第10、議案第29号平成29年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第29号平成29年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算の内容につきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,570万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を111億4,947万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、県支出金、繰入金の追加であります。

次に、歳出予算におきましては、総務費及び教育費の追加であります。

詳細につきましては総務部長より説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 総務部長。

○総務部長（栄藤雅雄） それでは、ただいま上程されました議案第29号平成29年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）について詳細を説明させていただきます。

このたびの補正につきましては、歳入予算においては事業執行に伴う県支出金の追加、歳出予算におきましては事業執行による必要経費の追加を行うものでございます。

それでは、歳出から御説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

款2総務費、項5統計調査費、目2指定統計調査費、工業統計調査調査員報酬5,000円の追加につきましては、県委託金の確定に伴うものでございます。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費につきましては、龍田小学校の受水槽の老朽化による漏水が発生し、新たに校舎北側の1階部分に新設する費用として1,122万3,000円を追加するものでございます。

項2中学校費、目2教育振興費、節8報償費、講師謝礼につきましては、これまで県事業として中学校の運動部活動に外部指導者を招聘しておりましたが、今年度より費用負担が県と町の折半に見直されたことにより、歳入に運動部活動活性化推進事業補助金13万4,000円を追加し、町の補助金と合わせて歳出に26万8,000円を追加するものでございます。

項5社会教育費、目2公民館費、節15工事請負費につきまして、太田公民館耐震補強ほか改修工事費421万2,000円の追加につきましては、当初予算に計上済みの耐震補強及び雨漏り改修等に加えまして、昨年度2月の入札において不調となりました調理室の改修工事費を追加するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目7教育費県補助金、節1学校費補助金、運動部活動活性化推進事業補助金13万4,000円につきましては、先ほど歳出で申し上げました講師謝礼の追加に伴う県補助金の追加でございます。

項3委託金、目2総務費委託金、節4統計調査費委託金、工業統計調査費委託金5,000円の追加につきましては、交付決定によるものでございます。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1,556万9,000円の追加につきましては、今回の補正予算における財源調整でございます。

以上で議案第29号平成29年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わらせさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第11 議案第30号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田真一） 日程第11、議案第30号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第30号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、国家公務員の育児休業等に関する法律の委任を受けた人事院規則において、再度の育児休業することができる特別の事情及び育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情などについて、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことが明文化されたことにより、地方公務員の育児休業等に関する法律の引用を受ける本条例の該当部分についても、これに準じて所要の改正を行うものでございます。

この条例の施行日は公布の日としております。

慎重な審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田真一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第31号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田真一） 日程第12、議案第31号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第31号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、4月1日施行以外の部分について本条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、納稅義務者の所得に関係なく、配偶者の所得が38万円以下である「控除対象配偶者」が同じ要件で「同一生計配偶者」に名称変更され、同一生計配偶者のうち納稅義務者の合計所得が1,000万円以下である配偶者が新たに控除対象配偶者と規定されたことに伴う改正でございます。

この条例の施行日は平成31年1月1日とし、経過措置として、平成31年度分から適用する規定を設けております。

慎重な審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田真一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第13 議案第32号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田真一） 日程第13、議案第32号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第32号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、平成29年4月1日に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、本内閣府令を根拠法令とする本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、第8条において、特定教育・保育施設が支給認定証の交付を受けていない保護者から教育や保育の提供を求められた際に、受給資格等を確認するものとして、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知を追加しております。

この条例の施行日は公布の日としております。

慎重な審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第33号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田眞一） 日程第14、議案第33号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第33号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、平成29年3月31日に公布され、4月1日に施行された子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令に基づき、幼児教育の段階的無償化を図るという国施策に準じた多子世帯、低所得世帯への保育料の軽減措置の拡大やひとり親家庭などの要保護世帯等への負担軽減措置の拡充のため、本条例の一部改正を行うものでございます。

この条例の施行日は公布の日としております。

詳細につきましては生活福祉部長より説明申し上げますので、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 議案第33号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

今回の改正は、平成29年3月31日に公布され、4月1日に施行された子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令に基づき、幼児教育の段階的無償化を図るという国施策に準じた多子世帯、低所得世帯への保育料の軽減措置の拡充やひとり親家庭などの要保護世帯等への負担軽減措置の拡充などの改正を行うものです。

改正の内容でございますが、多子世帯の軽減措置として、教育認定子供、保育認定子供とともに、第2階層の第2子について無償としております。また、低所得世帯への軽減の拡充として、

別表第2に規定しております第3階層の保育料月額「1万4,000円」を「1万2,000円」としております。さらに、ひとり親家庭などの要保護世帯等への負担軽減措置として、教育認定子供に係る保育料を規定しております別表第1及び別表第2の備考3の第3階層第1子の保育料月額を減額しております。同様に、保育認定子供に係る保育料を規定しております別表第3及び別表第4の備考5の第3階層、第4-1階層、第4-2階層の第1子の保育料月額を標準時間、短時間とともに減額しております。これらは、国が定める利用者負担額の上限額が改正されたことにより本条例を改正するものでございます。そして、別表第1から別表第4の備考1中、市町村民税所得割額を計算する際に、地方税法附則第7条の2第4項、同条第5項、第7条の3第2項の規定を適用しない文言を追加しております。これは、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行により改正するものです。

施行日は公布の日とし、平成29年4月分の保育料から適用します。ただし、改正後の備考1の規定については、平成29年7月1日から施行し、7月分の保育料から適用します。

以上、慎重な審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第15 議案第34号 太子町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田眞一） 日程第15、議案第34号太子町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第34号太子町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

平成29年3月31日に公布施行された介護保険法施行規則の一部を改正する省令において、地域包括支援センターの必置職員——必ず置く職員——であります主任介護支援専門員の更新研修の創設及び主任介護支援専門員の基準が規定され、同施行規則を根拠法令とする本条例の該当部分について所要の改正を行うものでございます。

また、更新研修につきましては、省令で、計画的な更新研修を進めるため、平成26年度までに主任介護支援専門員研修を終了した者について経過措置が設けられており、本条例においても経過措置の規定を設けております。

この条例の施行日は公布の日としております。

慎重な審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第35号 太子町農業委員会の委員等定数条例の制定について

○議長（森田眞一） 日程第16、議案第35号太子町農業委員会の委員等定数条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第35号太子町農業委員会の委員等定数条例の制定について説明を申し

上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正が平成28年4月1日に施行され、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づく選挙制から町長の任命制に変更されました。また、農業委員の定数上限及び農地利用最適化推進委員が新設されたことに伴い、農業委員の定数を定めた現行条例である太子町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止し、新たに太子町農業委員会の委員等定数条例を制定するものでございます。

この条例の施行日は公布の日としております。

詳細につきましては経済建設部長より説明申し上げますので、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田眞一） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 議案第35号太子町農業委員会の委員等定数条例の制定について詳細説明を申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年9月4日に公布され、同法第2条の農業委員会等に関する法律の一部改正が平成28年4月1日に施行されました。この改正により、農業委員の選出方法が従前の公職選挙法に基づく選挙制から町長の任命制に変更され、加えて農業委員会が新たに農地利用最適化推進委員を委嘱することとなったほか、農業委員会の所管事務として、農地利用の最適化及び担い手への農地集積、耕作放棄地の発生防止、新規農業者の参入促進などに重点的に取り組むことなど、今後は許認可等の審議機関にとどまらない農業委員会の活動強化が求められております。これに伴い、農業委員の定数を定めた現行条例である太子町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止し、新たに太子町農業委員会の委員等定数条例を制定するものでございます。

制定の内容といたしましては、第1条において、農業委員会の委員定数は、法第8条第2項及び農業委員会等に関する法律施行令第5条にて、委員定数の上限は14名となっております。また、農地利用最適化推進委員の定数についても、法第18条第2項及び施行令第8条にて、委員の定数上限は7名となっておりますので、農業委員の上限14名、農地利用最適化推進委員の上限7名を定数としております。

なお、本条例の施行日については公布の日からとしております。

以上、よろしく御審議賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森田眞一） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月2日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

(散会 午前10時50分)